

平成27年度事業報告書
(平成28年2月1日～平成28年3月31日)

年 月 日	事 項	備 考
平成28年		
2月1日	公益社団法人として認定	
2月3日	公益社団法人及び公印登記完了	
2月9日	第1回(第2回)理事会 第1号議案 社員名簿(入会)について 第2号議案 定款変更について 第3号議案 総会開催について (原案どおり承認)	水産会館
2月19日	宮崎県漁政対策委員会より資金入金 160,000千円	
2月26日	(一財)宮崎県水産振興協会より資金入金 169,603千円	
2月29日	第1回(第4回)臨時総会 報告事項 (1)公益社団法人認定の経緯について (2)公益社団法人社員について 付議事項 第1号議案 定款変更(案)の承認について (原案どおり承認)	水産会館
3月15日	無料職業紹介事業に係る申請書提出	労働局
3月24日	第2回(第3回)理事会開催 付議事項 第1号議案 平成28年度事業計画書及び収支予算書(案)の承認について 第2号議案 資金調達及び設備投資の見込についての承認について (原案どおり承認)	書面決議
3月31日	事業計画書等提出	

公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	303,072	303,072	0
流動資産合計	303,072	303,072	0
2. 固定資産			
特定資産	329,131,064		329,131,064
固定資産合計	329,131,064	0	329,131,064
資産合計	329,434,136	303,072	329,131,064
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	1,620,000		1,620,000
流動負債合計	1,620,000	0	1,620,000
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,620,000	0	1,620,000
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	303,072	303,072	0
2. 指定正味財産	327,511,064	0	327,511,064
正味財産合計	327,814,136	303,072	327,511,064
負債及び正味財産合計	329,434,136	303,072	329,131,064

正味財産増減計算書

平成28年 2月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取寄付金		250,000	▲ 250,000	
雑収益	274	10	264	
指定正味財産より振替	2,091,805		2,091,805	
経常収益計	2,092,079	250,010	1,842,069	
(2) 経常費用				
事業費				
旅費交通費	57,540	4,000	53,540	
会議費	72,304		72,304	
備品費	1,620,000		1,620,000	
雑費	342,235	55,481	286,754	
経常費用計	2,092,079	59,481	2,032,598	
当期経常増減額	0	190,529	▲ 190,529	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額		190,529	▲ 190,529	
一般正味財産期首残高	303,072	112,543	190,529	
一般正味財産期末残高	303,072	303,072	0	
II 指定正味財産増減の部				
① 寄付金	329,602,869		329,602,869	
寄付金収入	329,602,869		329,602,869	
② 一般正味財産へ振替	2,091,805		2,091,805	
当期指定正味財産増減額	327,511,064	0	327,511,064	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	327,511,064	0	327,511,064	
III 正味財産期末残高	327,814,136	303,072	327,511,064	

正味財産増減計算書内訳表
平成28年 2月 1日から平成28年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取寄付金			0	
雑収益		274	274	
指定正味財産より振替	1,339,682	752,123	2,091,805	
経常収益計	1,339,682	752,397	2,092,079	
(2) 経常費用				
事業費				
旅費交通費		57,540	57,540	
会議費		72,304	72,304	
備品費	1,253,282	366,718	1,620,000	
雑費	86,400	255,835	342,235	
経常費用計	1,339,682	752,397	2,092,079	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	0	303,072	303,072	
一般正味財産期末残高	0	303,072	303,072	
II 指定正味財産増減の部				
① 寄付金	299,602,869	30,000,000	329,602,869	
寄付金収入	299,602,869	30,000,000	329,602,869	
② 一般正味財産へ振替	1,339,682	752,123	2,091,805	
当期指定正味財産増減額	298,263,187	29,247,877	327,511,064	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	298,263,187	29,247,877	327,511,064	
III 正味財産期末残高	298,263,187	29,550,949	327,814,136	

公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構

財 産 目 録

平成28年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産	普通預金	宮崎県信用漁業 協同組合連合会	運転資金	303,072
流動資産合計				303,072
固定資産	特定資産	宮崎県信用漁業 協同組合連合会	漁村活性化資金	329,131,064
固定資産合計				329,131,064
資産合計				329,434,136
流動負債	未払費用	(株)セキュリティー サービス	事務室備品	1,620,000
流動負債合計				1,620,000
固定負債				
固定負債合計				0
負債合計				1,620,000
正味財産				327,814,136

公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構

財務諸表に対する注記

平成28年 3月31日現在

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在しない。

2. 重要な会計方針

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少高	残高	貸借対照表上の記載区分
寄付金 受取寄付金	宮崎県漁政 対策委員会	0	160,000,000	1,788,733	158,211,267	指定正味財産
	(一財)宮崎県 水産振興協会	0	169,602,869		169,602,869	
計			329,602,869	1,788,733	327,814,136	

4. 関係当事者との取引内容

該当なし

5. 重要な後発事象

該当なし

監 査 報 告 書

平成 28 年 5 月 17 日

公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構
会 長 宇 戸 田 定 信 殿

公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構

監 事 迫 間 真 考

監 事 井 上 光 司



私たち監事は、平成28年2月1日から平成28年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録等について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び財産目録等の監査結果

計算書類及び財産目録等は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上